

令和2年度 第2回中野市環境審議会 会議録

1 日 時

令和3年2月24日（水）午前10時から正午まで

2 場 所

市民会館41号会議室

3 出席者

【審議会委員】

清野信行会長、佐々木真副会長、小林之美委員、出川久委員、鈴木富夫委員、丸山松良委員、小山むつ子委員、古屋健太委員、丸山久治委員、津金裕子委員、山岸恒夫委員、中村幹夫委員、町田とし子委員（13名）

【事務局（くらしと文化部環境課）】

竹前くらしと文化部長、秋元環境課長、酒井環境課長補佐、小松衛生係長、衛生係尾形主事、環境係綿貫主査

4 傍聴者

なし

5 内 容

- (1) 開会
- (2) 会議事項

一般廃棄物処理基本計画について

【会 長】 それでは、会議事項に入ります。「一般廃棄物処理基本計画について」事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

【会 長】 ただいま事務局から説明がありましたが、質問、ご意見がありましたら、ご発言願います。

【委 員】 この計画は2030年までだと思うが、SDGsとの兼ね合いはどの程度反映しているのか。例えばSDGsの12の3の項目だと、一人あたりの食料廃棄を半減しましょうというのがあるが、こういうことというのは計画の中に織り込まれているのか。

これは、国の法律があって県の法律があって市が作成するというようにつながっていると思うが、もう一つ横槍でSDGsの12項目との兼ね合いで考えるともう少し違うことができるのではないかと思う。

それともう一つ、目標の決め方が私にはよくわからなかった。23ページを見て、行政搬入ごみの目標は7,000tと説明を受けた。また、青い線は近似曲線を表していると思われるが、特に努力しなくても今までやっているだけで、目標達成するように見える。ここまでの間に何か対策をしたうえで、目標を達成するとすると、なにか対策項目が入り、今の近似曲線よりも下がった曲線で目標が出てくると思うがそのあたりはどうか。

【事 務 局】 まず、1点目のSDGsとの兼ね合いについてですけれども、この計画自体

は、あくまでも一般家庭または、事業所から既に排出されたごみの処分の方法について計画をしているものです。委員さんにおっしゃっていただいたとおり、食料廃棄物の関係の取組みなどはこの計画には記載はありませんが、環境課と社会福祉協議会で協力してフードドライブを毎月1回市役所の玄関前で開催しています。それと、市役所庁内になりますが、県下全域でも実施されています「3010運動」ですが宴会時に30分はそれぞれ着座をしてお食事を召し上がっていただき、そして最後の10分はまた席に戻り残った食事を最後までいただきますという取組みの周知などをしております。この計画とは別の場所で環境課の方で取り組ませていただいております。

それと将来推計についてですが確かに、トレンドを利用した目標値、先ほど読み上げたのが計画の27、28ページになりますけれども黄色い部分の一番右端の数値です。上段が先ほどのトレンドから出てきた将来推計値で、行政搬入可燃ごみについては、7,093tを7,000tに、直接搬入可燃ごみについては5,058tを4,000tにということで計画させていただいております。その取組み方法については、29ページ、30ページに記載をさせていただいている通りでございますが、これに合わせて可能な限り取り組んでいき、目標値を更に下回るよう、結果を望めるようにしていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

- 【委員】 この計画は、処分の計画とおっしゃいましたか。
- 【事務局】 家庭や事業所から排出される廃棄物の処理の計画です。
- 【委員】 それで、目標のところに例えば可燃ごみの排出上の目標設定とかがあるけれども量を目標としているのではないのか。27ページに将来目標値として記載されている令和12年に何千トンにしましょうということを目指す計画ではないのか。
- 【事務局】 目指す計画です。
- 【委員】 先ほど言ったようにSDGsの取組みと合致する部分、それからこの計画ではSDGsの項目はあるけれども出てこない部分があるということなので、そういう見方で見直して計画の最後2030年になったところにはSDGsについて「こういう取組みを中野市はしてきました」ということが言えるように考えておいておかなければいけない。具体的にどうやるかは別として計画を見直したときにSDGsの考え方もちゃんと見たよと、そしてこれがSDGsの12-1にあたる部分で、こっちが12-2にあたる部分だと。それで抜けているのがある程度とらえられたら次の5年後に見直しましょうとかいうようなことを考えておいた方がよいのではないかと。あまり中野市でSDGsの具体的な取組みが見えてきていない。どこかの業者さんがSDGsに取り組んでいるというんだけれども、それは本当にSDGsの求めるところなのかと思うようなところがあったりするので、ぜひこの際せつかく見直しをするのならSDGsの考え方をに入れておいてもらいたい。

- 【会 長】 事務局からは何かありますか。
- 【事 務 局】 参考にさせていただきます。
- 【会 長】 ほかに何かありますでしょうか。
- 【委 員】 29ページ「目標達成に向けた課題抽出」ということで、ごみの量は先ほど説明があったとおり人口減少ということで減っているということですが、事業系の一般廃棄物についてで、(2)の許可業者の管理という項目がありますけれども実際のところ、内容など把握できていないということで、ごみの量というのは23ページにあるとおりずっと増えてきておりますので、報告書の提出によって把握していると書いてあるが、抜き打ち調査などそういったことは可能なんですか。現状を確認してもらった方がいいと思いますがいかがですか。
- 【事 務 局】 収集運搬業者が事業所から回収して、そのままクリーンセンターへ入ってしまうので、ごみの内容、品目などがなかなかつかみづらいのが現状です。当然東山クリーンセンターへ入れますので、中身は全て可燃性の廃棄物になりますが、産業廃棄物と違いまして一般廃棄物は実際のところ記録は公式には載りません。産業廃棄物の場合には、排出した者、収集した者、処理した者それぞれ各ポイントの業者さんが一つの伝票にそれぞれ品目なり、数量なりを記載して排出した人は排出者のサイン、収集した人は収集車のサイン、処分した人は処分した人のサインを記載して全てのごみの行方を管理していますが、一般廃棄物は市町村が責任を持って処分するということで、全て行政で完結するような形が今は取られていますので、なかなか難しいところではありますが、少し検討して努力していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。
- 【委 員】 32ページの生活雑排水についてで、下水道や農業集落排水に入らない方で、家庭雑排水で処理している方がいらっしゃいますが、中ほどに「生活排水処理の推進が急務の課題となっています。」ということで、本当に課題だと思われるんですが、具体的に案があれば教えてもらいたい。
- 【会 長】 事務局をお願いします。
- 【事 務 局】 汲み取りの対象となっているのが、単独処理浄化槽を活用していらっしゃるご家庭が、基本的には今言った水質に影響があると懸念されているところで、その方法について単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替えをする際には、市の方で一部助成をしています。それは続けてはいますが、単独処理浄化槽でも法に抵触しているわけではありませんので、市の方からも強制的に合併処理浄化槽に切り替えるようにということの指導は難しく、ご協力をお願いしているところでございませけれども、粘り強く引き続き補助を活用しながら進めていければと考えております。
- 【会 長】 それでは他にございますか。
- 【委 員】 ごみの処理のしかたで、平成28年くらいだったかと思いますが、各家庭に冊子が配られているんですが、それもだいぶ中身が古いのかなと思って

いてこの間、市へ連絡したら、今作成中というようなことでしたが、近いうちに出るんですか。

【事務局】 今、いただいたお話は、1 cmくらいの厚めな冊子になるんですけども、現在既に印刷のお願いはしておりまして、3月の全戸配布で新しいものを配布させていただく予定で、基本的には一般廃棄物処理基本計画の5年ごとの見直しと併せて差し替えで進めています。

【委員】 ちょっとお聞きしたいんですが、分別のところには水晶がどこにも載っていないんです。お寺にも聞いたんですが処理できないといわれて、ああいったものは人に聞いたら魂が宿るから勝手にそこらへんに捨てるわけにはいかないといわれて、そういうものはどうすればいいのか。

【事務局】 石や土はごみではないので、私たちが収集する一般廃棄物としては処理できません。出させていただくとすると、ここに載っている廃棄物の処理業者さん。民間の業者さんにご相談をいただくんですけども、先ほどの魂が宿るとかの部分は個人的に、お寺さんや神社などにご相談をしていただいたうえで処理していただくこととなります。

【委員】 わかりました。この間北信ローカルにも掲載されていましたが、ごみを出すときの袋あると思うんですが、30%割って割と高いと思うんです。山ノ内町に知り合いがいて、山ノ内町で買うと安いといわれたんですが、450円とか証紙の部分は一緒だと思うんですが、売るお店で値段が違うということですよ。

【事務局】 基本的に証紙はごみの処理手数料として頂戴しているもので、30%でいくと45円ですけども、今販売しているのが10枚つづりのものですので、450円については、証紙としてごみの処理手数料として入ってきます。袋については、今中野市の袋は実際には4社の会社を作っているんですけども、袋の製造販売代金については、各社が金額を設定しています。基本的にはおそらく山ノ内町の販売している業者さんと大差ない会社を作っているんじゃないかと思うので、袋代部分をとるとそんなに大差はないと思いますけれども、当然販売業者さんは自助努力で袋代金についてもそれぞれ価格設定はあると思いますので、差はあると思います。

【委員】 私はホタルの会をやっているんですが、河川に行きますとU字溝が非常に汚れておりまして、水の流れがよくなくて。ところが家の中で流すごみがすごく増えています。そういう調査をやっているかどうかお聞きしたい。例えば私はロータリークラブに入っているのですが、市役所の前で花の管理しており、水がないから流れている水をちょっとお借りして使っているんですが、そういう中でもごみが溜まっています。ぜひ中野市の区の役員の人たくさんいますから、一年間調査してもらいたい。そうすると上流から追って行ってどこかの地区の誰が流しているかが分かる。本当に困っているんです。そういう形ではっきりしていけないで、ただ現場を捕まえたからといって変わらない。それよりも私は情操教育が必要だと思う

んだけれども、そういった形でぜひ一回、一年間通して区の役員さん悪いんだけれども水路全部ありますので、一週間に一回日曜日でもいいですからごみがどのくらいあるか調査してもらいたい。やはりデータというのが必要。これだけのごみが実はありましたというようなことを市民の皆さんに伝え広めて、伝播することを問いかけていただきたいというのが一点。

それと、私、環境で長くやらせてもらっているんですが、必ず出る問題が非水洗化という話題。私もお話を聞くとやはり費用のことです。切り替えでお金がかかる。それも道路沿いにあればいいがちょっと奥へ入っているととてもお金がかかるなど、どうしても金の問題がある。一回そういう方は別にしてもこれをぜひ0にしてもらいたい。お金はどうするかといえば、赤い羽根とかいろんなどころでいっぱい取られている。そういう金を活用すればできるのではないかと思う。職員が頭下げてぜひなんてやらないで、そういう形で活用してぜひやってもらいたい。なぜかという、環境という話しが世界中の話題になっている。私はよく言うんだけれども、これは現状で出る量の数値なんです。どうやってこの数値を、全体的に二酸化炭素を減らすとかそういう形になっていくもんで、そのために酸素はどうやって作られるとかかそういうことをもう少し考えてやっていけばと思いました。そういう中で長野県というかこの辺は森林が非常にいい。山でせつかくこんな立派な木や森があって水がきれいで、やっぱり酸素がいっぱい、光合成があって出る。そういう長野に対して国際的には何が問題かといえば、温暖化によって島の陸地がなくなっているんです。温暖化によって実際に北極の氷が溶けています。だから大きな観点でそういった人たちと連携して、中野市がオランダとかああいう国の方へぜひ山の土地をあなたたちに貸すから木を植えて、その費用をあなたのところからくださいというような形で、大きな観点で考えていただければ嬉しいと思います。そんな形でぜひ長期的にお願いしていただければやっていくような方向性は出てくる。今話したのは一つの事例だけれども似たようなことを一回調査してくれたらうれしいと思います。

- 【会 長】 参考意見ということでもいいですか。それでは他にありませんか。
- 【委 員】 一つ教えてください。7ページの「小型樹木粉砕機」の貸出しとありますが、これは今お話しできる範囲で条件など詳しく教えてほしいということと、もう一つ、粉砕したものは焼却になるのか。8ページに資源化または埋立と書いてありますが、粉砕したものについては埋立というのがちょっとわからない。この点について教えていただければと思います。
- 【会 長】 事務局お願いします。
- 【事 務 局】 まだ購入したわけではないので確定ではないですが、小型の粉砕機については、ガーデニングシュレッダーという普通の車の荷台に乗るくらいのサイズのものを取りあえずは2台から4台市役所もしくは豊田支所に準備をしておいて一般家庭や区の方などに無償で1週間から10日程度の貸

し出しをして、各家庭で出る剪定枝を細かくチップ化してもらおうというのが目的です。機械によりますが、2 cmから3 cmくらいまでの枝なら細かく粉碎できるということです。粉碎したものについては、ごみではなくて先ほど少し説明しましたが、庭木の下に撒いてもらって除草の代わりにしてもらったり、溜めて堆肥化してもらって菜園などに入れもらったりするなど、基本的にはごみではなくて新たに剪定枝を活用していただくことを目的にしています。ごみとしての排出量を少なくするための計画になります。

【委員】 7ページの剪定枝の「収集実施者」の欄に委託事業者と記載されていますが、今の説明だと矛盾するんじゃないかと思いますが、その点についていかがですか。

【事務局】 剪定枝については、現状もそうですが可燃ごみとしての排出もできることになっています。30cmくらいの長さで束ねてもらって、証紙シールを貼って通常の週2回の回収に出してもらって、ごみとして排出していただくことも可能になっています。8ページの可燃ごみのところの最終処分方法が「埋立」になっていますけれども、燃やした後の灰は大俣の最終処分場で埋立になりますので、記載が先ほど申し上げた「資源化」かもしくは「埋立」ということで、いずれの方法もできる処理方法なのでこういった記載になっています。

【会長】 ほかになにかございますか。

【委員】 計画期間が平成28年度から令和12年度の15年という期間で当初設定し、ここでちょうど5年経過したので見直しということですが、今回突発的な災害があつて災害後もいろいろ出てきたと思いますが、この5年間は災害がなければほぼ計画どおりだったと考えていますか。

【会長】 事務局お願いします。

【事務局】 26ページに記載させていただきましたけれども、当初設定しました計画からすると、非常に厳しい数字。ごみの量でいくと計画よりもリサイクル率で言うと見込みよりも低いという数字で推移してきているというのが事務局の見込みです。

【委員】 もし、災害がなかったらいかがですか。

【事務局】 可燃ごみにつきましては、かなり災害によるごみの量が多かったので、数字的にはもっといい数字になったと思いますけれども、全体的に当初計画したときも厳しい数字を設定させていただいて取り組んできたところでありまして、東日本台風の災害ごみがなかったとしても、おそらく現状では厳しい状況になっていたのではないかと考えています。

【会長】 よろしいですか。ほかになにかありますか。

【委員】 30ページの(2)許可業者の管理徹底というところで、新規の参入は認めないということをおっしゃっていたんですけども、その理由が過当競争になるということだったが、新規参入は止めてはいけないのではないのか。新

規に参入したいという方がいらして、そのための基準は当然あるとは思いますが、それを満たしているにも関わらず、参入できないというのは積然としない。どういう仕組みかは知らないが、業者だって年々変化してきていると思う。それによって個人でやっている人などが大変になって辞めてしまうというようなこともあったり、新しく入ってくるような業者があったりするのが自然な動きのような気がするが、強制的に新規参入はだめだというのではなくて、参入できる基準をしっかりした方がよい。新しい人はダメというのは積然としない。

【会 長】 事務局説明願います。

【事務局】 例えば1,000tのごみが発生すると見込まれているとすると、今の許可業者が2,000t運べるような、要するに見込みの倍の量を運べる業者さんが中野市にいらっしゃいます。実際によくあるのが産業廃棄物ですけれども、当然倍の能力をもった業者さんが市内のごみを処理しようとする。行政が回収するごみについては、各家庭から出していただいて適正な入札業者が入札をして、東山クリーンセンターへ運びますが、直接搬入と記載されているごみというのは、実際に許可業者が一般の事業者から収集したり、引っ越しなどにより家庭で一時的に発生する大量のごみを回収したりして東山クリーンセンターへ持って行って燃やしているのが大半ですが、産業廃棄物でよくある、お金をもらってごみは回収する、回収したごみをそのまま不法投棄するというような状況に陥る懸念があるというのが、許可をしなくなった一つの理由です。国からも通知がありまして、こういった懸念があるような許可の状況であるならば、一般廃棄物処理業の許可は市町村の権限になっていきますので、適正に監護するよという通知があり、これに基づいて近隣の多くの市では、中野市と同様に許可の制限をしているのが現状です。

【委 員】 今の話では理解できなくて、不法投棄する業者は許可を受けようが受けまいが不法投棄するのではないか。反対に管理できるような形にしておいて、不法投棄するような人を排除していくような仕組みの方がいいのではないか。許可業者が不法投棄しているとしたらとんでもない話だから、それはやめてもらうにしても、許可した業者があたかも不法投棄に走りそうな懸念をされているように思うが、それはおかしいと思う。

【会 長】 事務局お願いします。

【事務局】 先ほど需要と供給の話がありまして、市から1,000tのごみが出るが倍以上の処理能力を有している皆さんに許可を出している状況で、これは少し全国的な話になりますが、一般廃棄物の処理というのは市町村が責任を持ってやらなければいけないもので、市町村が自分で処理ができないから委託業者をお願いしている状況ですが、先ほど係長から説明しましたが、1,000tしか中野市から排出されないのに2,000tの処理ができる業者がいるわけなので、これ以上許可する必要はないのではないかとということで、

これは裁判の判例にもなっているものがあって、既存で認められている業者が、新たに参入してきた業者に市町村が許可したところ、現在処理できている状況なのになぜ新たに許可をだすのかということで許可を取り下げるといふ申し立ての裁判があって、認められたという判例があったところから、国からも全国の市町村に通知が出ているのが現状で、長野県の19市のうち17市が認可を出していないということを聞いています。

【委員】 1,000tと2,000tというのがよくわからないけれど、1,000tというのは市から出るごみの話をしていて2,000tというのはいろいろなところから業者が集めてきて焼却場へ持ち込んだりする能力を言っているんだよね。だから差し引きの1,000tは、どこにあるのかわからない。

【事務局】 1,000tごみが年間発生していて、そのごみを処理する事業者がいて、その処理能力が2,000tだということです。ごみはそもそも1,000tしか発生しないが、その1,000tに2,000tの能力を持つ業者さんが集中して、過当競争になるのではないかとということです。

【委員】 10ページの行政搬入可燃ごみと直接搬入可燃ごみの7,000tと4,000tとの関係はどういう関係になるのか。

【事務局】 今の話でいくと、7,000tと4,000tで約11,000tですが、1,000tという例にしたのがこの11,000tです。わかりやすく丸めただけで。

【委員】 11,000tと1,000tでは10倍違う。

【事務局】 例えです。1,000tというのはただの例えです。要するに今中野市で発生しているごみの量に対して、その倍処理する能力を持った業者を市で認可しているということです。

【委員】 わかりました。そうすると、許可した業者というのは中野市の収集しかやらない業者なのか。

【事務局】 中には、よその市町村で発生したごみを市内の処分業者さんに運搬する業者さんもいらっしゃいます。

【委員】 いろんな業者がいて、例えば北信地域でいったらごみの総運搬量というか処分量があってそれに対して許可を得ている業者の運搬能力についてこれにもの凄く大きな設備投資をさせてしまっているけれども、実際には仕事を与えられないという話なのか、そうではなくて、たまたま中野市内から出る不足量に対して業者さんの処理能力は2倍だと言っているのかで話がずいぶん違うと思うが、なんとなく一律で新規参入はだめだということに対して、だめだと言われた方から言うとなぜだめなのかという話は当然出てくると思う。さっきの裁判はどこの裁判で、地裁でやったのか高裁でやったのか最高裁でやったのかわからないが、そういう判例もありますというが、それが確定判例かどうかはわからないし、裁判があるからどうのこうのという話しは、なんだかかわからないけれどもうだめと言われてしまうというのは、言われた方は凄く切ない感じがする。なにか条件があって条件を満たさないからだめですというのならいい。そうではなくて何

だか知らないけど、もう門前払いで何が何でも新規参入はさせないというのは、ちょっと話し違うような気がします。この話しはこれくらいでやめにしましょう。

【会 長】 なにかほかにありますか。いろいろな意見を各委員さんからいただいたわけですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日出された意見を参考に、基本計画の最終決定をしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。ここで、次の会議がありますので、副会長の佐々木さんに議事進行をお願いしたいと思いますがよろしくお願ひいたします。失礼します。

【副 会 長】 それでは、会長が別の会議があるということですので、副会長の佐々木ですが、進行の方を進めさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。それでは次に進みまして、2番の自然休養地の開発についてということで、事務局から説明をお願ひいたします。

(事務局説明)

【副 会 長】 ただいま事務局から説明がありましたけれども、質問御意見等がありましたらお願ひいたします。

【委 員】 この事業は初めての事業ですか。

【事 務 局】 自然休養地につきましては初めての事業になります。街なかでよく見かける発電所につきましては、規制等は特にありません。1件実は自然休養地開発の申請があつて計画中の場所もあり、それにつきましては開発地面積が少なかったため、審議会にはかけずに許可してはあります。まだ工事は始まってなくて、計画も変更するということですので、また必要があれば意見を頂戴したいと思います。

【委 員】 たぶんこれで始まるとまた、入ってくるんじゃないかと予想されるんですが、地図上に見える人家は牧ノ入地区でいいですか。

【事 務 局】 牧ノ入地区です。ユニバーサルエコロジーが添付してきた地図の方が多少わかりやすいかと思ひますが、下側はスキー場となります。

【委 員】 地元は牧ノ入か中小屋かわからないですが、地元説明会というのは予定特にないのですかね。一番心配されるのは土砂災害とか指定になっているもので、災害があつたときに一番近くの方が心配されるので、そのあたりどういうふうにされていくか。安全でいかないとこれから20年続きますのでそのあたりが心配されます。

【事 務 局】 双方事業者につきましては、地元の方に説明はされているということは聞いております。

【委 員】 説明はいいんですが、全員集めての説明会とかそんなことまではしなくてもいいということですか。

【事 務 局】 全員はまだです。必要があればということで、特にこちらでは規定はないです。

【委 員】 やる予定はあつたということですか。これ始まると右へ倣えでずっと進

んでいくので、業者は土地取得などどんどんしていくと、どんどん広がっていくと思います。一番近くの方は心配だと思う。

【事務局】 わかりました。事業実施にあたってということで、事業着工までに関係施設及び隣接する土地所有者等関係者に対して、事業説明を行い住民等の理解を得ることに努めることという意見を付して業者に通知しようと考えております。

【委員】 もう地権者や土地所有者には直接話したということですね。区の方で全員集めて説明会ということまではやっていないということですね。

【事務局】 関係する住民に対してなので、だいたいの牧ノ入の住民に対して説明するようにこちらでは指導します。

【委員】 しますはいいけど、やっていないということですよ。もう3月から工事始まることになっていますので。

【事務局】 まだこれは許可の申請が来ているだけなので、まだ始めてはいません。

【委員】 予定でも3月から予定されているので、許可が出れば始まりますよね。

【事務局】 許可が出れば始まると思います。

【委員】 その辺大事なところなので、確認しておいてください。

【事務局】 わかりました。

【副会長】 よろしいですか。どうぞ。

【委員】 長らく審議委員をやっていますが、今回の件に関しては審議委員さんみんな、バスで見に行くということはあるんですかいないんですか。

【事務局】 検討し、一度行ってみました。が現地に入れなかったというのが正直なところ。雪がすごくて、まず現地まで道の除雪をしていない。一応市道ではありますが、使う人が限られているので除雪は特にしていません。なので今回につきましては、現地の確認ということは申し訳ないですが、出来ません。

【委員】 今までで、最初に私が委員になったときに行きませんでした。それ以降は全部行くようにはしているんです。つまり、審議委員さんが実際に見てわかること、わかったことというのがたくさんあるので、現地へ行っているいろいろなところを見てもらって、それから委員さんの意見を聞いた方が私はいいと思うんです。つまり、東京感覚で2メートルくらいの高さであればソーラーパネルは大丈夫だろうと思っても、パネルに積もった雪が滑り落ちる、元々あった雪に対してそれでまた更に滑り落ちたときには想定以上の力が加わってパネルが壊れるということが楽々想定されるんですよ。更に今年みたいに一気に雪が降ったり災害が起こったりしたときに、現地へ行かなければわからないことがいっぱいあると思うので、できれば今でなくてもいいから、現地へ行って実際に意見を聴取した方がいいと思うんですがいかがでしょうか。

【事務局】 わかりました。やはり現地を見てからというのが一番いいと思いますので、また計画をしていきたいと思っております。

【副会長】 よろしいでしょうか。計画するという事です。

【委員】 二つばかり気になる点があるんだけど、街なかで宅地造成したようなときに、側溝に流れる雨水だとかそういうのを浸透マスで浸透させるということで計算して、浸透するようにしているはずなんだけど、今回の話を聞くとみんな自然浸透に任せて、あふれでたものは土塁作って止めるという、非常に危ないんだけどこんなのでいいのか。街の中に造設するときと同じように、家が建つのも同じだよ。ソーラーパネルを伝って降った雨は直接下へ流れていくような状況のときに、今の状況で自然浸透しているからそれでいいだろうという考えは危険だなと思う。それと雨水の量も、過去の173.5mmが過去最高雨量なんでそれに基づいていろいろ計算しているみたいだけど、それじゃだめでしょ。今の時代。その数倍の雨量に耐えられるようなことを考えておかなければいけないと思う。という雨水に対する心配が一つ。もう一つは光の反射。30度くらいの傾斜でパネルを設置するらしいけれど、30度くらいだと光が反射して反対側に行く時が季節によってはあるはず。冬は低いところからくるからきっと上にいくだろうけど、夏になると高いところからくるからどっかよその西側だか斑尾の方だかしらないけど光がいくと思うんだけど、その光が邪魔になって困るところはないのか。というのが心配の二つ目です。それともう一つ教えてほしいのは、これは両方合わせると700kwと500kwだから1,200kwくらいの発電量の発電所が新たに中野にできるんだけど、中野市の電力の自給率ってどうなってますかね。これは将来的には2050年のゼロカーボンという話が出てくると、どこかで自給率ほぼ100%にしなければいけない時期がくるんだけど、それに対してこれから太陽光や小水力などいろいろ見込んでいって2050年ごろにはどうなっているかという絵をそろそろ描いてほしい。というのがお願いです。

【事務局】 雨水の自然浸透の件につきましては、こちらからも何度も業者の方には話しをしてあって、ゲリラ豪雨だとかそういったものも発生しているので、それについて計算するように伝えて、その結果を受けて出してきた計画がこちらになります。

【委員】 例えば造成地なんかの雨水浸透マスだと、雨量がどのくらいでどうなるかという計算式で十分余裕をもって浸透できるという計画になっていると思うんだけど、これに対して余裕は十分にあるのかね。あれば土塁なんか作らなくていいと思うんだけど。

【事務局】 通常であれば土塁の設置はいらないと業者の話ではありますが、そこはこちらでも崩れては困るということを伝えて、土塁を設置するとか畦畔を設置するという計画をしています。

【委員】 雨量と浸透の関係というのは、平地に住宅地を作ったときと同じ方法でチェックして大丈夫なのか。

【事務局】 計算式につきましては、全て経産省から示されていてそれを使ってきて

いますので、問題はないという業者の話です。

【委員】 業者の話はいいんだけど、都市計画だとかそういう部門で開発行為があったときにどんな浸透マスを作らなければいけないとかチェックしている。そういう観点で見たら大丈夫だったのか。

【事務局】 その辺の内容について、もっと業者とも詰めます。

【委員】 業者の話しを信じるだけではなくて、市としてはこうだという話しになるはずなんだよ。

【事務局】 もう一点ですが、町なかですと雨水がアスファルトですとかそういったところで自然浸透していかない部分があると思います。今回建設予定している場所については、基本的には土のところで、浸透マスで雨水を集めるよりも地面の自然浸透の方が効率がよいというところで、今回土塁ですとかそういったところで対応している理由としましては、太陽光パネルに落ちた雨水が流れてまとまって地面に流れてしまった場合に、いくら自然浸透といっても賄いきれない可能性があるというところで、土塁によって時間差をつけて間違いなく全て浸透していく計算をしたということです。おそらく今回の太陽光パネル設置が理由で災害等は発生しないだろうとこちらの方で判断しました。

【委員】 思うのはいいんだけどさ、この絵はパネルの部分を全部覆っちゃっているのと一緒なんだよ。そこがアスファルトになったのと一緒だよ。

【事務局】 その下は空いていますので、そこからまた浸透します。

【委員】 だからそれはいいんだけど、これがアスファルトと同じだとして計算したらどうなるの。大丈夫なんだっけ。そこから大雨の時は流れ出るわけだよ。そうすると確かに下には土はあるよ。あるけどそこまで言って潜り込むわけじゃなくてさ、傾斜に沿って一番流れやすいところを水さんは流れるわけだよ。こちらの思った通りに均等にしみ込んでくればいいけどそうなるとは限らない。一番低いところを流れてそこが掘れて今度ふったらまた掘れてっていう話しになっちゃう。そしたらこれ全部アスファルトになっているようなイメージで自然浸透できるのかっていうところをチェックしておかないとまずいんじゃないの。

【委員】 まずは現地を見て積雪量のある程度見て、春の雪解けがあつて。一番怖いのが雨水も怖いですが、春の雪解けのときに一気に雪が解けたとき。その時にはやはり、都会の業者さんは春の雪解けの思いっきり出る水の量が分からないし、その斜度も見てみないとわからないし、その辺を見てからでいかがでしょう。

【事務局】 承知しました。こちらでもチェックをしまして、皆さんにご覧いただいたうえで進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【副会長】 よろしいですか。いずれにしても現場を見てということで、その中で想定されることを話し合うということで、よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。そうなりますと、この件については継続という形になるとい

うことでお願いをしたいと思います。それでは事前に関係業者の方にも今回の審議会の内容についてお話しいただいて、それに対する回答も含めていただくということでお願いしたいと思います。また、現地についてはですねまた改めて実施するということによろしくお願いいたします。それでは以上をもって会議事項は終わりですので、事務局の方へ進行はお返しいたします。

(3) その他

① 脱炭素化について中野市ではなにか実施しているのか

⇒県の脱炭素化の条例が昨年できましたが、今後中野市においても今後進めていきたいと思っています。

⇒北信はすごく遅れている。茅野とか伊那でなにやってるか調べて。向こうは結構進んでいる。

(4) 閉会